

(様式2-2)

年 月 日

鹿児島県保健福祉部生活衛生課長 殿

住 所

団体等の名称

代表者名

電話番号 ()

譲渡推進団体等誓約書

鹿児島県の実施する犬・猫の譲渡事業に対し協力し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 鹿児島県犬・猫の譲渡実施要領（以下、「要領」という。）に定める団体等の基準に合致しています。
- 2 要領第11条に規定する事項について、遵守いたします。
- 3 再譲渡にあたっては、最終飼育者に対し、以下の点について確認を行い、遵守を指導します。
 - (1) 譲渡された動物については、飼い主としての責任をもって終生飼養し、明確な所有者明示を行います。なお、病気や高齢等のやむを得ない理由により適正な飼養が困難となった場合は、代理人等により飼養を継続します。
 - (2) 犬については、狂犬病予防法に従い市町村に登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせます。また、犬は常時けい留して（つないで）飼養します。
 - (3) 関係法令（「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」「動物の愛護及び管理に関する条例」等）を遵守します。
 - (4) 犬、猫の習性について学習し、適切なしつけを実施します。
 - (5) 周囲の迷惑にならないよう飼養することに努め、猫については屋内で飼養します。
 - (6) 望まれない命が産まれることを防ぎ、不妊・去勢手術または、これに代わる確実な繁殖制限措置を実施します。
 - (7) 譲渡後は速やかに動物病院を受診し、飼養動物の健康管理を適切に実施します。
- 4 譲渡動物の譲渡先として団体等の名称及び活動拠点の市町村を県等や生活衛生課が公表することに同意します。